インフォメーション

平成27年2月3日

税理士松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

「給与所得者の扶養控除等の(異動)申告書」(マル扶)

「概要〕

給与の支払を受ける人(給与所得者)が、その給与について配偶者控除や扶養控除、 障害者控除などの控除を受けるために行う手続です。なお、「給与所得者の扶養控除等 (異動)申告書」は、個人住民税の「給与所得者の扶養親族申告書」と統合した様式で す。

[手続対象者]

給与所得者

「提出時期〕

その年の最初に給与の支払を受ける日の前日(中途就職の場合には、就職後最初の給与の支払を受ける日の前日)までに提出します。また、当初提出した申告書の記載内容に異動があった場合には、その異動の日後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに異動の内容等を記載した申告書を提出します。

「提出方法]

申告書に該当する事項等を記載した上、給与の支払者へ提出します。

(注) この申告書は、本来、給与の支払者を経由して税務署長及び市区町村長へ提出することになっていますが、給与の支払者は、税務署長及び市区町村長から特に提出を求められた場合以外は、提出する必要はありません。(給与の支払者が保管しておくことになっています。)

[備考]

国内において給与の支給を受ける居住者は、控除対象配偶者や扶養親族の有無にかかわらず原則としてこの申告を行わなければなりません。この申告を行わない場合は、月々(日々)の源泉徴収の際に受けることのできる諸控除が受けられず、また年末調整も行われないことになります。<u>また、2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、そのいずれか一の給与の支払者に対してのみ提出することができます</u>。なお、適用される税額表が日額表の丙欄とされる人は、この申告書を提出する必要はありません。

参照:国税庁ホームページ

平成26年の年末調整は終わりましたが、新しく社員が入社しましたらその段階で「給与所得者の扶養控除等の(異動)申告」の確認、申告書(マル扶)の保管に心掛けましょう。